

指名除外措置の公表調書

令和8年2月26日
東広島市 総務部 契約課

	措置要件	独占禁止法違反行為
措置対象者	商号又は名称	株式会社トーニチコンサルタント
	住所又は所在地	東京都渋谷区本町一丁目13番3号
	代表者職氏名	代表取締役社長 横井 輝明
	法人番号	411001015552 号
	指名除外期間	令和8年2月26日から 令和8年4月25日まで
措置理由	事実の概要	特定跨線橋点検等業務について受注予定者を決定することを同意していた。これにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
	措置適用条項	建設業者等指名除外基準要綱第2条第1項に掲げる別表15(1)
	備考	